

政令第二百四十八号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十七年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改める。

別表中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の二を第十二号とし、第十七号及び第十八号を次のように改める。

十七 京葉臨海南部地区

イ 千葉県木更津市新港の区域 同市築地の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ 千葉県君津市君津の区域のうち主務大臣の定める区域

十八 東京国際空港地区

東京都大田区羽田空港三丁目の区域 同区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 東京国際空港の区域（同区羽田空港一丁目から羽田空港三丁目までに属する区域を除く。）のうち主務大臣の定める区域

別表第三十五号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同号に次のように加える。

ニ 愛知県海部郡飛島村東浜二丁目及び東浜三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第四十五号(1)中「字中鵜ノ島」の下に「、字南砂ノ口、字北砂ノ口、字鵜ノ島」を加え、同表第四十七号イ中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同表第六十三号中「松山市」の下に「大可賀三丁目、北吉田町及び南吉田町」を加え、「次の」を「主務大臣の定める」に改め、同号(1)及び(2)を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一地区の項中「及び第三号から第四号の二まで」を「第三号及び第四号の二」に改め、同表第三地区の項中「別表第十一号の二から第十三号まで」を「別表第十二号から第十四号まで」に改め、同表第四地区の項中「別表第十四号及び第十五号」を「別表第十五号及び第十六号」に改め、同表第七地区の項中「第三十四号」を「第三十五号」に改める。

理由

石油コンビナート等特別防災区域として新たに東京国際空港地区を指定するとともに、石油コンビナート等特別防災区域のうち名古屋港臨海地区等について区域の拡張を行う等の必要があるからである。